

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第20号 宇治市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2

告 示

- 告示第69号 自動車臨時運行許可番号標の失効…（市民課）…2

規 則

宇治市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年6月14日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第20号

宇治市特別職報酬等審議会規則の一部を改正する規則
宇治市特別職報酬等審議会規則（昭和40年宇治市規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「、市の住民であつて」を「
、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が
備える住民基本台帳に記録されている者で、」に、「者」を「もの
」に、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項第1号中「市」を
「本市」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
第2条第3項本文中「、3年」を「、3年以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

告 示**宇治市告示第69号**

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 666 宇治	令和5年6月30日	令和4年12月8日